2026年度

生協 福祉用具 販売カタログ

Vol. 18-1



- 生協共立社
- いわて生協
- ユーコープ
- コープあいち
- コープぎふ
- 大阪よどがわ市民生協
- おおさかパルコープ
- 大阪いずみ市民生協
- コープこうべ
- 福井県民生協
- 生協ひろしま
- 生協しまね
- コープえひめ

カタログ有効期間　2026年10月1日～2027年3月31日

●介護保険対象商品も販売しています。

※このカタログの商品は、OCR番号でのご注文はできません。お電話でご注文ください。
※取扱商品の価格・仕様については、物価の変動や、品質の改善により、予告無しに変更させていただく場合がありますので担当者にご確認ください。
※一部の生協では、取り扱いをしていない商品がありますので担当者にご確認ください。

目　次

ハローキティ 介護用品コラボ特集 ……8・9

ベッド関連商品 ……10~35

ベッド・ベッド付属品 ……11~15
テーブル ……15
マットレス ……16~18
ベッドパッド・シーツ ……19
防水シーツ ……20~24
床ずれ防止品 ……25~30
枕・クッション ……30・31
拘縮改善具 ……32
移乗用具（シート・ボード等） ……32・33
移乗（リフト等） ……34・35

衣類関連商品 ……36~55

上下つづき服・てぶくろ ……36~38
パジャマ・ねまき ……39・40
ネグリジェ・リハビリ着 ……41・42
肌着 ……43・44
ショーツ・おむつカバー ……45~47
リカバリーウェア ……47
防寒・アームウォーマー・腹巻 ……48・49
靴下 ……49~51
サポーター ……51~55

トイレ関連商品 ……56~75

バケツ洗いからの解放（処理袋） ……58
家具調ポータブルトイレ ……59・61
高機能ポータブルトイレ ……60
樹脂製ポータブルトイレ ……61・62・65~67
バケツ洗いからの解放（トイレ） ……63・64
圧送式トイレ ……64
補高便座 ……68
トイレ手すり ……69~71
排尿予測支援機器 ……71
尿器・小物 ……72・73
トイレマット ……74
ポータブルトイレ用消臭用品・空間消臭 ……74・75

おむつ関連商品 ……76~86

軽失禁 ……77
紙おむつ ……77~84
消臭袋・おしり洗浄液 他 ……85
おしりふき ……86

歩行関連商品 ……87~157

（車いす）
車いす（標準） ……88~90
車いす（多機能） ……91~93
車いす（リクライニング・ティルト） ……94・95
車いす（ブレーキ付車いす・コンパクトタイプ）・電動車いす・電動カート ……96・97
自転車・昇降機 ……96・97
車いすクッション ……99~103
クッション 他・クッションカバー・車いす用防水シーツ ……104
車いす関連品 ……105・106
スロープ ……107
（歩行車・歩行器）
歩行車（屋外） ……108~114
歩行車（屋内） ……114・115
歩行器（屋内） ……116~118
（シルバーカー）
シルバーカー（コンパクトタイプ） ……120・121
シルバーカー（ミドルタイプ） ……122
シルバーカー（ボックスタイプ） ……123
ワイヤーカート 他 ……124
横押しカート ……125~127
（杖）
杖 ……129~135
多点杖 ……136・137
クラッチ・松葉杖 ……138
ウォーキングポール ……139
杖関連商品 ……140・141
替えゴム ……142
（靴）
靴 ……144~154
靴小物 ……155
（転倒事故予防）
ヘッドガード ……155・156
クッションパンツ ……157

入浴関連商品 ……158~185

シャワーチェア ……159~163
バスボード ……164
浴そう手すり ……165・166
浴そう台 ……167・168
すべり止めマット・ロングマット ……169・170
簡易浴そう・洗身・洗髪 ……171
入浴小物（ボディタオル・足湯バケツ・タオル・ヘアブラシ 他） ……172・173
入浴クッション・入浴介助ベルト・入浴介助シューズ ……174
入浴介助エプロン・入浴小物 他 ……175
ハンドソープ・入浴剤 ……176
ドライシャンプー・清拭料・ボディソープ ……177

CONTENTS

ボディソープ·シャンプー·リンス ……178
保湿剤 ……179·180
からだふき·ドライタオル ……181·182
シャワーキャリー ……183·184
すのこ·マット ……185

住宅関連商品 ……186~201

住宅改修部材 ……187~189
上がりかまち手すり ……189
玄関用踏み台 ……190
スロープ ……191·192
住宅小物 ……192·193
据置手すり(屋内) ……193~197
入浴手すり ……198
据置手すり(屋外) ……199~201
階段昇降機 ……201

食事関連商品 ……202~225

食品 ……202~204
栄養補助·水分補助 ……204~208
トロミ剤 ……208~209
吸いのみ ……210
カップ·ボトル ……211·212
食器 ……212~214
お箸 ……214
スプーン·フォーク ……214~216
食事補助·オープナー ……217
調理補助 ……217·218
食事用エプロン ……219~220
口腔ケア ……221~225

自助具その他関連商品 ……226~232

自助具 ……226·227
癒し ……228
便利アイテム ……228·229
視聴覚補助 ……230·231
座いす·スツール ……232

健康管理関連商品 ……233~243

トレーニング ……233~235
マッサージ ……236
季節商品·熱中症対策 ……237·238
パルスオキシメーター ……239
吸引器·ネブライザー ……240
血圧計 ……240~241
体温計·体重計 ……242
服薬 ……243

みまもり関連商品 ……244~254

みまもり機器 ……244~246
センサー·ナースコール ……247~249
みまもりセンサー ……249~250
GPS機器 ……251
在宅みまもり機器 ……252
呼び出し機 ……253·254
みまもりカメラ ……254

施設備品 ……255~265

介護ロボット ……255
トレーニング ……256·257
レクリエーション ……257·258
備品·職員関連 ……259~261
施設用いす·家具 ……262~265

衛生用品 ……266~273

消耗品(手袋) ……266
消耗品(マスク) ……267
消耗品(消毒·除菌·消臭) ……268~270
消耗品(ウェットティッシュ) ……270
消耗品(ペーパー類·掃除) ……271
消耗品(洗剤) ……272
消耗品(メディカルケア) ……273

防災関連商品 ……274~278

索引 ……279~288
メーカー一覧 ……289
カレンダー·年齢早見表 ……290

介護保険のご案内

要介護認定を受けた人は介護保険で定められたサービスや福祉用具を**本人負担1割**又は**2割、3割**で利用できます。

住民税で用いる前年所得データを基に、毎年6～7月ごろに判断・決定がなされ、利用者には「負担割合証」を発送することで通知されます。8月以降の利用について、一定所得の基準については以下のとおり定められています。

利用者負担の判定の流れ

第1号被保険者

- 本人の合計所得金額が220万円以上
  - 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上 → **3割負担**
  - 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満 → **2割負担**
- 本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満
  - 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上 → **2割負担**
  - 年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満 → **1割負担**
- 本人の合計所得金額が160万円未満 → **1割負担**

※第2号被保険者（40～60歳の医療保険加入者かつ、特定の疾患が原因の場合）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

介護認定を受ける手続き

1 受給対象者は

介護を受けることができる人は65歳以上の高齢者、または医療保険に加入している40～64歳の特定の病気の人です。



特定の病気とは末期がん、脳血管疾患、骨折を伴う骨粗鬆症、パーキンソン病関連疾患、関節リウマチ、初老期における認知症など16疾患（下記参照）が定められています。

2 申請手続きは

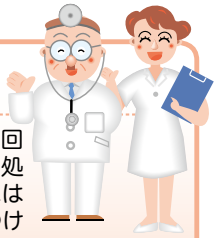
市区町村窓口に申請が必要です。



地域包括支援センター、ケアプランセンターなどに相談すれば申請の代行もしてくれます。

3 調査と診断書

訪問調査があります。



訪問する調査員からの74項目の質問に回答することで、調査結果がコンピューター処理され「一次判定」が行われます（一般には公開されません）。市町村からは、かかりつけ医に意見書の提出依頼がなされます。

4 認定審査会

認定審査会が開かれます。（専門家による介護の必要度の判定をします。）



サービスの利用は申請したときから利用できます。ただ軽く出る可能性もあります。自己負担のリスクにご注意を。基本的には申請後1ヶ月以内に判定が行われます。

5 介護認定通知

要介護認定の「要介護・要支援認定結果通知書」が来ます。



介護度が通知されます。（内容に不満な場合は、4に再度審査をもとめることができます）

6 利用の仕方

ケアプランを作ってもらいましょう

要支援と認定された人は近くの地域包括支援センター（または、センターから委託された居宅介護支援事業所）か、指定をうけた居宅介護支援事業所が窓口となります。要介護と認定された人は居宅支援事業所が窓口です。（どこにお願いするか自分で作成するか、利用者が選べます。）どのサービスが必要かがケアプランにかかれます。プラン作成料は無料です。

特定の病気の一覧

下記の16疾病が該当する病気となりますので申請のご参考にしてください。

1. 筋萎縮性側索硬化症
2. 骨折を伴う骨粗しょう症
3. 後縦靭帯骨化症
4. 多系統萎縮症
5. 脊髄小脳変性症
6. 脊柱管狭窄症
7. 初老期における認知症
8. 早老症
9. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
10. 脳血管疾患
11. 閉塞性動脈硬化症
12. パーキンソン病関連疾患
13. がん（回復見込みのない）
14. 慢性閉塞性肺疾患
15. 関節リウマチ
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護認定の目安と利用限度額

		使用可能な単位数（基本的には1単位10円で計算されますが、地域とサービスによって高くなる場合があります。（10円～11.40円））
地域包括支援センターが窓口です	要支援1	日常生活はほぼ自分で行えるが、今後、要介護状態になることを予防するために、少し支援が必要。	5,032（5,032）
	要支援2	日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを適応すれば、機能の維持、改善が見込める。	10,531（10,531）
居宅支援事業所が窓口です	要介護1	立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴などに一部介助が必要。	16,765（16,355）
	要介護2	立ち上がりや歩行が自力では困難。排泄や入浴にも一部または全介助が必要。	19,705（18,362）
	要介護3	立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱などにも全面的な介助が必要。	27,048（20,490）
	要介護4	生活全般で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣服の着脱に全面的、食事に一部介助が必要。介護なしでは日常生活が困難。	30,938（22,435）
	要介護5	生活全般にわたり、全面的な介助が必要。意思の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能。	36,217（24,533）

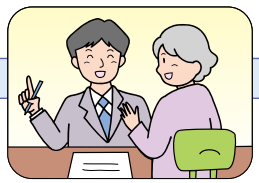
※（　）内は、「外部サービス利用型（予防）特定施設」に入居されている方の限度単位

●認知症の度合いによっても介護度が変わります。BPSD（行動・心理症状）・理解の低下が基準となりますが、調査員やお医者さんの前ではいつもと違ってしっかり受け答えできる方もいます。介護しておられる方が、日頃の状態について正確に事実を伝えることが肝要かと思います。

介護保険で受けることのできるサービス

要介護と認定された人は、全てのサービスが利用できます。(一部は原則として要介護3以上で、心身の状態・利用要件を満たす必要あり)要支援と認定された人は、地域包括支援センターでのケアプランをもとにサービスを受けることができます。介護予防を目的としており、下記＊マークのついているサービス(もしくは総合事業)を受けることができます。

大きく4種に分かれます



1 ケアプランを作成してもらうサービス（本人の費用の負担はありません）

居宅介護支援

2 施設に入って受けるサービス

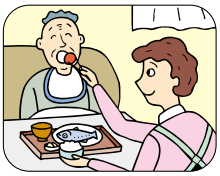
介護老人福祉施設　常時介護を必要とし在宅介護が困難な方が受ける「施設」介護サービスです。

介護老人保健施設　病状の安定した方、または在宅で一時的に病状や身体能力が悪化(低下)した方が、自宅への復帰を目指す「施設」サービスです。2018年4月より超強化型～その他型まで5タイプに分類され、目的に合ったサービスを受けられる「施設」が分かりやすくなりました。

介護医療院　「療養」と「居住」の両ニーズに対応します。医療ニーズも一定程度ある「Ⅰ型」と、介護ニーズが中心の「Ⅱ型」があります。

3 在宅で受けるサービス（＊は要支援の人が受けることのできるサービスです）

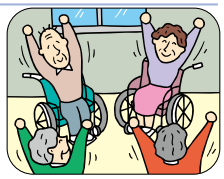
訪問してくれるサービス





- **訪問介護・訪問型サービス＊**　訪問介護員などが自宅を訪問し、日常生活に必要なサポートを行う介護サービスです。
- **訪問入浴介護＊**　入浴車などで自宅を訪問し、居室内などで、バイタルチェックの上で入浴の介護を行う介護サービスです。
- **訪問看護＊**　看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。場合により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問することもあります。
- **訪問リハビリテーション＊**　理学療法士・作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。
- **居宅療養管理指導＊**　医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理および指導を行うサービスです。

通って受けるサービス



- **通所介護・通所型サービス＊**　デイサービスセンターなどに通い、食事やレクリエーション、入浴サービスなどを受ける介護サービスです。
- **通所リハビリテーション＊**　老人保健施設や医療機関へ通い、理学療法士・作業療法士などにより、リハビリテーションを受けるサービスです。
- **短期入所生活介護＊**　介護施設などに一定期間入所する介護サービスです。
- **短期入所療養介護＊**　療養病床を有する病院などに一定期間入所する介護サービスです。

住環境を整備するサービス

- **福祉用具貸与＊**　介護保険法で定められた福祉用具をレンタルする介護サービスです。一部の種類はレンタルか、特定福祉用具販売として購入を選択できます。
- **特定福祉用具販売＊**　介護保険法で定められた福祉用具購入対象商品を、1割(一部の人は2割又は3割)の費用負担で購入できる介護サービスです。※年間10万円が限度額です。
- **住宅改修＊**　在宅の要介護者が対象となる住宅改修を行う場合に支給される改修費です。※改修費20万円が限度です。(自治体により上乗せあり)

詳しくは次ページで紹介しています。

有料老人ホームのサービス

- **特定施設入居者生活介護**　介護保険上の「特定施設」の指定をうけた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで受ける「入居型」介護サービスです。

4 地域密着(市区町村単位)で提供されるサービス

- **小規模多機能型居宅介護＊**「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の３つのサービス形態を状況に合わせて受けられる介護サービスです。
- **看護小規模多機能型居宅介護**　小規模多機能に訪問看護が一体的に提供されるサービスです。在宅療養者などに向きます。
- **夜間対応型訪問介護**　早朝や夜間、訪問介護員の定期巡回または通報による随時訪問により、排泄や日常生活上の緊急対応等の介助を受ける介護サービスです。
- **認知症対応型通所介護＊**　認知症の方の特性に配慮して提供される「通所」介護サービスです。
- **認知症対応型共同生活介護＊**　認知症の方が小規模な家庭的な環境の中で受ける「入居型」介護サービスです。(要支援１を除く)(グループホーム)
- **地域密着型特定施設入居者生活介護**　小規模な施設に入所し受ける「入居型」介護サービスです。
- **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**　小規模な施設に入所し受ける「施設」介護サービスです。

介護保険で提供される住環境整備に関連するサービス

提供される福祉用具は利用者の状態の変化に対応できるようレンタルが基本となっています。ただし、①使いまわしがふさわしくない物（トイレなど）、②使うことによって形が変わる物（消耗品）は購入対象になっています。また、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員のアドバイスを受けて、③一部のレンタル対象品（単点杖、多点杖、ピックアップ式歩行器、固定用スロープ）は、レンタルか、特定福祉用具販売として購入を選択する事ができます。その内訳は以下の通りです。

福祉用具貸与 （給付限度額の範囲で利用できます。指定事業者からのレンタルでないと対象となりません。）

1 車いす
自走用・介助用・電動車いす
要介護2〜5



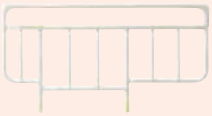
2 車いす付属品
クッション・電動補助装置・テーブル・ヘッドサポートなど
要介護2〜5



3 特殊寝台
背上げか高さ調節のできるもの
要介護2〜5



4 特殊寝台付属品
介助ベルト・手すり・マットレス・サイドレール・テーブルなど
要介護2〜5



5 床ずれ防止用具
エアマットレス・ウレタン等の体圧分散マットレス
要介護2〜5



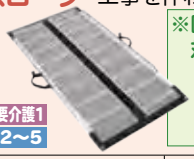
6 体位変換器
体の下に挿入し動力によって体位を変換することのできるもの
要介護2〜5



7 手すり
工事を伴わないもの
要支援・要介護1
要介護2〜5



8 スロープ 工事を伴わないもの
要支援・要介護1
要介護2〜5



※固定用スロープは、購入対象として選択も可能。



9 歩行器
歩行の支えとしてフレームが左右・前にあるもの
要支援・要介護1
要介護2〜5



※ピックアップ式歩行器は、購入対象として選択も可能。



10 歩行補助杖
松葉杖・多点杖・ロフストランドクラッチ
要支援・要介護1
要介護2〜5

※松葉杖以外は購入対象として選択も可能。



11 認知症老人徘徊感知機器
ある地点を通過した時や離床時に通報する装置
要介護2〜5



12 移動用リフト
人を持ち上げ移動させるもの
要介護2〜5



13 自動排泄処理装置
尿・便などを自動吸引するもの

（尿のみを吸引するもの）
要介護4〜5
（ただし、自治体によっては例外の給付あり）

（便も吸引するもの）
要介護4〜5



利用制限について 要支援・要介護1でも医師などが必要と認めた場合利用可能です。

特定福祉用具購入 （1年間（4月〜翌3月）で10万円が限度です。指定事業者からの購入でないと対象となりません。）

1 腰掛便座
和式トイレに置くもの・補高便座・ポータブルトイレなど



2 自動排泄処理装置の交換可能部品
自動排泄処理装置の尿や便の経路となる部品部分



3 排泄予測支援機器
ぼうこう内の状態を感知して排泄の機会を通知するもの。（消耗品や一部関連品は除く）



4 入浴補助用具
入浴用いす・手すり・すのこ・移乗台・介助ベルト



5 簡易浴槽
工事を伴わないもの
移動浴槽



6 移動用リフトのつり具部分
リフトに取り付けるつり具

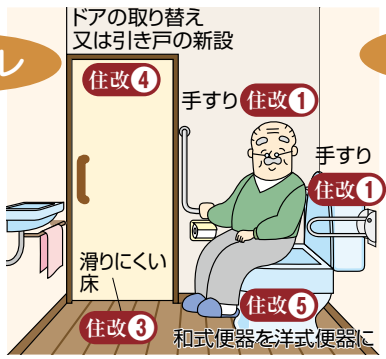


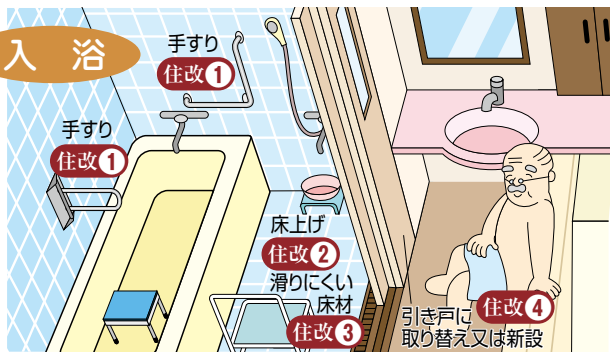
住宅改修 （20万円が限度です。事前申請が必要です。）

● **下記6項目が住宅改修工事として認められています**

- 住改1 手すりの取り付け
- 住改2 段差や傾斜の解消
- 住改3 滑り止め床材の変更
- 住改4 引き戸への取替え・新設、扉の撤去
- 住改5 洋式便座への取替え
- 住改6 上記改修に付属する工事※

※転落防止柵の設置、段差や傾斜の解消に付帯する工事としてのみ認められます。





※介護保険制度のご案内は2026年7月現在の情報にもとづいて記載されています。制度の追加改正等で実際と異なる可能性があります。

介護テクノロジーとは

介護テクノロジーって何？　安心した暮らしと、自分らしい生活を支える新しい介護のかたち

介護テクノロジーとは、“介護を受ける方の生活をより安全・快適にし、介護する人の負担を軽減するために活用される機器やICT（情報通信技術）”のことです。
歩行距離を伸ばす、自分で買い物をする、自分で排泄する、入浴をする、認知症の方が日中の活動スケジュールに沿って行動するなど、できることを増やし本人の自立促進につながることを目指すものです。
「ロボットが介護をする」というイメージを持たれることがありますが、実際には人による介護を支え、より良いケアを実現するための道具です。
介護テクノロジーは、「介護を置き換える」のではなく、「介護を支える」ことを目的に、介護テクノロジーを活用した新たなケア手法を用いて人手不足を補ったり、取得したデータをもとに分析・解析が可能となることを目指しています。
厚生労働省では、介護現場の安全性向上や業務負担の軽減、利用者の生活の質（QOL）の向上を目的として普及を進めています。

介護テクノロジーの重点分野 16項目

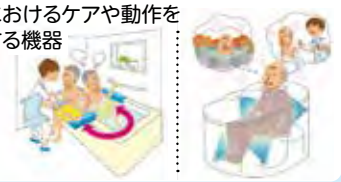
■移乗支援（装着）
介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



■移乗支援（非装着）
介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器



■入浴支援
入浴におけるケアや動作を支援する機器



■排泄支援（排泄物処理）
排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ



■排泄支援（排泄予測・検知）
排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器



■排泄支援（動作支援）
ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作



■移動支援（屋外）
高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器



■移乗支援（非装着）
高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器



■移動支援（装着）
高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器



■見守り（施設）
介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



■見守り（在宅）
在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム



■コミュニケーション
高齢者等のコミュニケーションを支援する機器



■機能訓練支援
介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム



■食事・栄養管理支援
高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム



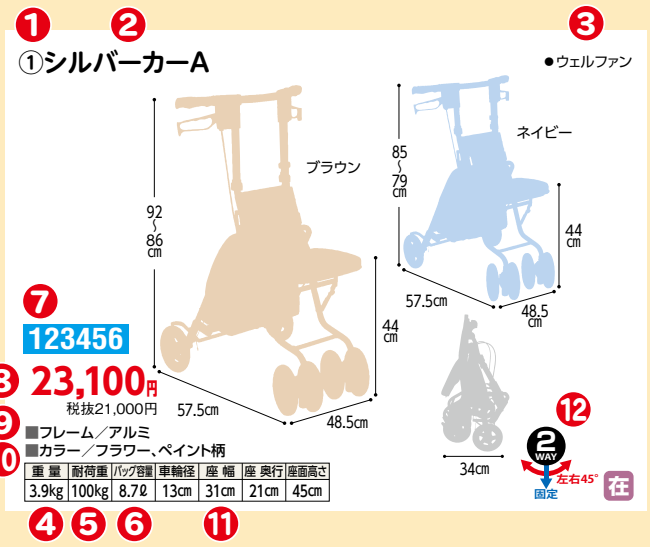
■認知症生活支援・認知症ケア支援
認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム



■介護業務支援
介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム



福祉用具便利帖の見方



便利帖の特長 例1 シルバーカーのページ

◎座面の大きさを全て統一パターンで表示しています。
◎商品の寸法を写真の中に明示し、大きさのイメージがつかめます。

1. ページ毎のコマ番号
2. 商品名
3. メーカー名
4. 商品重量
5. 耐荷重
6. バッグの容量
7. 弊社申込番号
8. 価格
9. フレーム素材
10. カラー
11. 座面の大きさ
12. 前輪キャスターの動作



便利帖の特長 例2 靴のページ

◎アイコンで商品特長が一目瞭然。
◎出来る限りはき方の写真を掲載。
◎おすすめ表記で、商品選定の参考になります。

1. ページ毎のコマ番号
2. 商品名
3. メーカー名
4. 表示されている症状の方へおすすめ
5. 特注などが可能
6. 片足サイズ違いの販売可能
7. 弊社申込番号
8. 価格
   ※便利帖45号掲載時から値上げしたものに🏠マークを付けています。
9. サイズ
10. 片足重量
11. おすすめ商品

男女識別アイコン　女性用　男性用　男女兼用

カタログマークのご説明

NEW 2025年10月1日以降に発売された商品です。　リニューアル 福祉用具便利帖Vol.46でリニューアルした商品です。
非課税 非課税商品です。　8% 軽減税率（8%）対象商品です。
在 在 弊社倉庫在庫商品です。　直 メーカー直送商品です。　直 送料実費をご負担いただくメーカー直送商品です。
住改 介護保険適用（住宅改修）対象商品です。　選択 介護保険適用（選択制福祉用具）対象商品です。
介保 介護保険適用（特定福祉用具）対象商品です。　介護テク 介護テクノロジー対象機器です。
※対象商品であっても自治体によって対象外となる場合があります。詳しくは最寄りの市区町村にお問合せください。

各コマにQRコードを配置しています
QRコードを読み込んでいただきますと、商品の詳細情報をご覧いただくことができます。

商品検索おたすけ表

商品のサイズや機能で検索できるおたすけ表を作成しました。
小さいもの、軽いものと様々な商品の比較ができます。

■ポータブルトイレ商品検索お助け表　例：P56

樹脂製トイレ機能比較表　※バリエーションのある商品については標準となる品番、仕様を記載しております。
※バリエーションのある場合の仕様表記記号についての説明。　○印=全バリエーション共通の仕様　△=バリエーションによって付加される仕様

掲載ページ	コマ番号	申込番号	商品名	定価（税抜）円	全幅 cm	奥行 cm	重量 kg	耐荷重 kg	最高座面高	最低座面高	肘掛内寸 幅 cm	座面寸法 幅 cm	座面寸法 奥行 cm	肘掛跳上	脱臭	暖房	シャワー	ソフト便座	キャスター	ソリ	メーカー名
59	1	403250	セレクトS ノーマル 標準便座	②59,800	50.0	58.0	②17				0.0	36.0	②42.5	×	△	△	×	△	○	○	アロン化成
59	2	403251	セレクトS はねあげ 標準便座	73,000	54.0	58.0	15				42.0	36.0	②42.5	○	△	△	×	△	○	○	アロン化成
60	1	402221	AR-SA1 シャワピタ はねあ		57.0	71.0	28.4	100	42.0	①30.0	②44.0	35.5	39.0	○	○	○	○	×	○	○	アロン化成
60	2	402332	AR-SA1 ライト シャワ		4.0	71.0	20.0	100	42.0	36.0	42.0	35.5	39.0								
60	3	402702	スマートトイレNEOはねあげ		52.0	57.5	17.0	100	②50.0	38.0	42.0	36.0							○	×	アロン化成
60	4	402162	家具調トイレ コンパクト 標準便座	①51,000	②48.0	②55.0	①13.5	100	42.0	36.0	40.0	36.0							○	×	アロン化成
60	5	416130	さわやかチェアPT 肘掛け自在タイプ	71,000	52.0	③56.0	18.0	100	③46.0	37.0	③43.0	②38.0	①43.0	×	×	×	×	○	○	○	ウチヱ
			TOP 3 の選定基準⇒	▽安価	▽小さい	▽小さい	▽軽い	▽軽い	△高い	▽低い	△広い	△広い	△広い								

体格の良い方でゆったり腰かけたい方へ
設置場所が狭くて小さいモノをお探しの方
細身の方で長く座る方（どうしてもお尻が痛くなります）